

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

## 1. 技能労務職員等の現状

### (1) 民間類似職種等との比較

区 分	女川町					国（行政職俸給表（二））				民 間				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	賃金構造基本統計調査(宮城県)			平成19年 職種別民間給与 実態調査(県内) (宮城県人事委員会)	平成19年 職種別民間給与 実態調査(全国) (人事院)
										民間類似職種	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額	平均給与月額
全 体	44.01歳	24人	228,700円	251,700円	237,900円	48.8歳	5,193人	287,094円	320,514円					
うち清掃職員	*歳	3人未満	*円	*円	*円									
うち学校給食員	50.00歳	3人	221,500円	225,500円	221,500円									
うち守衛	歳	人	円	円	円									
うち用務員	41.10歳	7人	228,600円	255,700円	246,400円									
うち自動車運転手	*歳	3人未満	*円	*円	*円									
うち電話交換手	歳	人	円	円	円									
うちその他	43.01歳	11人	218,500円	241,200円	220,100円									
	歳	人	円	円	円									

#### 【項目説明】

※1 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(\*)と表記しております。

※2 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均のことです。

※3 「女川町」の欄のうち、「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における、基本給と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかになっているものです。

※4 女川町、国及び民間における平均給与月額に計上されている諸手当は、調査により異なる場合があります、その内訳は下表のとおりです。

※5 市町村、国及び民間をなるべく共通の基準で比較できるようにするため、「女川町」の欄では平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤手当、初任給調整手当を加えた数値(特殊勤務手当及び時間外勤務手当は除く)を「平均給与月額(国ベース)」とし、また、民間の欄のうち「平成19年職種別民間給与実態調査」における平均給与月額は時間外手当を除いた数値としています。

#### ○平均給与月額に計上されている諸手当

女川町「平均給与月額」	女川町「平均給与月額(国ベース)」	国(行政職俸給表(二))「平均給与月額」	賃金構造基本統計調査における平均給与月額	平成19年職種別民間給与実態調査 における平均給与月額
扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 等で期末・勤怠手当、退職手当、寒冷地手 当 を除いたもの。	扶養手当 住居手当 寒冷地手当	扶養手当 地域手当 住居手当 俸給の特別調整額(管理職手当) 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤手当 初任給調整手当	職務手当 精勤手当 通勤手当 家族手当 超過労働給与額 等	職務手当 精勤手当 通勤手当 家族手当 地域手当 住宅手当 役付手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特殊作業手当 等

#### 【注釈】

※1 「国(行政職俸給表(二))」の欄は、人事院が行った国家公務員給与実態調査に基づき、国家公務員のうち行政職俸給表(二)が適用され、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手及びこれらに準ずる業務に従事する職員についての数値です。なお、地方公務員のように職種ごとの数値は公表されていません。

※2 「国(行政職俸給表(二))」の欄のうち、「平均給与月額」には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれておりません。

※3 「民間」の欄のうち、「賃金構造基本統計調査(宮城県)」は賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成16年～平成18年の6月支給分の3年平均)ですが、この中には短期間の臨時的な労働者(アルバイト、パートタイマー等)を含むなど、技能労務職員等と民間の類似職種等との比較にあたり、年齢、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点で必ずしも一致しているものではありません。

※4 「平成19年職種別民間給与実態調査(県内)」とは、宮城県人事委員会が行った調査(県内民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

※5 「平成19年職種別民間給与実態調査(全国)」とは、人事院が行った調査(全国民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

## (2)職種別年齢別職員構成及び平均給与月額

区 分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	合 計
全 体	人	3人未満	3人未満	3人未満	3人未満	3人未満	3人未満	4人	4人	4人	3人	人	24人
平均給与月額	円	*円	*円	*円	*円	*円	*円	224,100円	305,200円	253,600円	276,100円	円	251,700円
うち清掃職員	人	人	人	人	人	人	人	人	3人未満	人	人	人	1人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	*円	円	円	円	324,600円
うち学校給食員	人	人	人	人	人	人	人	3人未満	人	3人未満	人	人	3人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	*円	円	*円	円	円	225,500円
うち守衛	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
うち用務員	人	人	3人未満	3人未満	3人未満	人	3人未満	人	3人未満	3人未満	3人未満	人	7人
平均給与月額	円	円	*円	*円	*円	円	*円	円	*円	*円	*円	円	255,700円
うち自動車運転手	人	人	人	人	人	3人未満	人	人	3人未満	人	人	人	2人
平均給与月額	円	円	円	円	円	*円	円	円	*円	円	円	円	298,100円
うち電話交換手	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
うちその他	人	3人未満	人	3人未満	人	3人未満	人	3人	3人未満	3人未満	3人未満	人	11人
平均給与月額	円	*円	円	*円	円	*円	円	235,000円	*円	*円	*円	円	241,200円
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(\*)と表記しております。



イ. 国の制度と異なる手当について(平成19年4月1日現在)

手 当 名	国の制度と異なる手当の内容

③技能労務職員等の昇格・昇給基準について

ア. 昇格基準について

初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則に基づく昇格基準

イ. 昇給基準について

毎年1月1日において, 昇給日前1年間に係る当該職員の勤務評定に応じて4号俸(57歳を超える職員の場合は2号俸)を標準として昇給

## 2. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

給与状況については、民間事業者との比較均衡に配慮しつつ、今後の国や県及び管内の取組状況の動向を注視しながら適宜見直すとともに、技能労務職員数については、原則退職職員不補充とし、技能労務における職務の性質、内容等を考慮しながら更なる人員適正化等を図ります。

## 3. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

定員及び給与、諸手当等の国との更なる均衡を精査し、特に一般行政職と併せて通勤手当の支給基準の見直し、人員数については退職者不補充の実施による定員適正化等に取り組みます。

## 4. その他